



長野県報

3月28日(木)
令和6年
(2024年)
第495号

目次

規則

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(消防課)	3
特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(人事課)	3
被服貸与規則の一部を改正する規則(職員課)	3
非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び長野県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則(職員課、地域福祉課)	4
女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(こども・家庭課児童相談・養育支援室)	5
医療法施行条例施行規則の一部を改正する規則(医療政策課)	6
長野県看護大学大学院学則の一部を改正する規則(医師・看護人材確保対策課)	6
長野県福祉大学校管理規則の一部を改正する規則(地域福祉課)	7
長野県流域下水道事業財務規則及び長野県総合リハビリテーション事業財務規則の一部を改正する規則(障がい者支援課、生活排水課)	8
長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則(産業技術課)	8
長野県山岳総合センター規則(山岳高原観光課)	9
信州登山案内人条例施行規則の一部を改正する規則(山岳高原観光課)	10
長野県営運動場の利用料金に関する規則等の一部を改正する規則(文化政策課、山岳高原観光課)	11
長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程(経営推進課)	16
長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則(教育政策課)	16
長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則(教育政策課)	18
中学校における体罰事案に関する調査委員会規則(義務教育課)	18
学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則(義務教育課)	19
長野県営運動場規則等を廃止する規則(文化財・生涯学習課、スポーツ課)	19

告示

社会福祉施設代替職員雇用事業補助金交付要綱の一部改正(こども・家庭課)	21
国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第9条第3項の知事が定める医療費指数反映係数等(健康増進課国民健康保険室)	21
長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則に基づく手続(環境政策課)	21
土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染された形質変更時要届出区域の指定(水大気環境課)	21
都市計画事業の事業計画の変更認可(生活排水課)	22
長野県産業投資応援条例に基づく製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域(産業立地・IT振興課)	22
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(森林づくり推進課)	22
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定の解除(2件)(砂防課)	23
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(砂防課)	23
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(3件)(砂防課)	24
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)	24
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(4件)(道路管理課)	25
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(3件)(道路管理課)	27
文化財保護条例に基づく長野県宝の指定及び長野県天然記念物の指定解除(文化財・生涯学習課)	28
政治資金規正法事務取扱規程(昭和51年選告示第5号)の一部改正(選挙管理委員会)	28

公告

特定調達契約に係る一般競争入札(DX推進課デジタルインフラ整備室)	29
医療法に基づく第8次長野県保健医療計画の概要及び縦覧(医療政策課)	31

農地を利用する権利の設定の裁定（農業政策課）	35
県営緊急防災工事の変更計画の策定及び縦覧（農地整備課）	36
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（6件）（都市・まちづくり課）	36
開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）	38
特定調達契約に係る一般競争入札（交通規制課）	38
令和4年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき講じた措置（監査委員事務局）	41

訓 令

長野県教育委員会公文書管理規程の一部改正（教育政策課）	43
兼務に関する規程の一部改正（教育政策課）	43
職に関する任免の一部改正（教育政策課）	44
長野県教育委員会事務局の係の名称及び分掌事務に関する規程の一部改正（教育政策課）	44
教育長の権限に属する事務処理規程の一部改正（教育政策課）	44
正誤（道路管理課）	45

規則

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年3月28日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第12号

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則（平成19年長野県規則第10号）の一部を次のように改正する。

様式第3号の注の4中「10万円」を「20万円（消防団員である者の数が3人又は4人である場合は50万円、消防団員である者の数が5人以上である場合は100万円）」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和6年長野県条例第2号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる法人又は個人の事業税に関するこの規則による改正後の消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の規定の適用については、なお従前の例による。

消防課

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年3月28日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第13号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（昭和44年長野県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第6号中「女性相談センター」を「女性相談支援センター」に、「生活指導」を「自立支援」に改める。

第5条第1項中「の各号」を削り、同項第3号中「指導」を「情報の提供、助言その他の援助」に改める。

第8条第1項第7号中「及び公害」を削り、同項第8号中「環境保全研究所」の次に「又は諏訪湖環境研究センター」を加え、同号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 諏訪湖環境研究センターに勤務する公害に係る化学検査に関する業務に従事することを本務とする職員で、当該業務に従事したもの

第8条第2項第2号中「第7号」を「第8号」に改め、同項第5号中「前項第8号」を「前項第9号」に改める。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

人事課

被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年3月28日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第14号

被服貸与規則の一部を改正する規則

被服貸与規則（昭和39年長野県規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表の1の(11)の項から(13)の項までを次のように改める。

(11)	歴史館において図書の貸出業務に従事する職員	作業上衣	2着	3年	
(12)	歴史館において考古資料及び文献史料の収集保存業務に従事する職員	作業服 夏期用作業シャツ	1着 1着	2年 2年	
		長ぐつ	1足	2年	考古資料の収集保存業務に従事する職員に限る。
(13)	歴史館において放射線技術業務に従事する職員	白衣	2着	2年	

別表の1の(15)の項中「第15条の2」を「第12条第3項」に改め、同1の(22)の項中「環境保全研究所」を「環境部の試験研究機関」

に改め、同1の(23)の項中「白衣 1着 2年」を「白衣 予防衣 1着 2年」「白衣 診断衣 1着 2年」に改め、同表の2の(15)の

項中「体育センターの」を「総合教育センターにおいて学校における体育に関する業務に従事する」に改め、同2の(16)の項から(20)の項までを削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

職員課

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び長野県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年3月28日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第15号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び長野県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則(非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第7条の2第2号中「、同法第66条」を「又は同法第66条」に改め、「又は売春防止法(昭和31年法律第118号)第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

(長野県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

第2条 長野県福祉のまちづくり条例施行規則(平成7年長野県規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の(2) 社会福祉施設の項中

に、	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第7号に規定する授産施設又は同条第3項第11号に規定する隣保館等	を	生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項に規定する保護施設	に改める。
			売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設	

に、	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第7号に規定する授産施設又は同条第3項第11号に規定する隣保館等	を	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第12条第1項に規定する女性自立支援施設	に改める。
			社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第7号に規定する授産施設又は同条第3項第11号に規定する隣保館等	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

職員課
地域福祉課

女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則をここに公布します。

令和6年3月28日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第16号

女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和6年長野県条例第6号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の員数)

第2条 条例第10条第4項の規定により定める職員の員数の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- 施設長 1
- 入所者の自立支援を行う職員 2以上
- 栄養士又は調理員 1以上
- 看護師又は心理療法担当職員 1以上
- 事務員 1以上
- その他女性自立支援施設の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適当数

(設備)

第3条 条例第12条第1項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

- スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員することなどにより、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第12条第3項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 居室 次に定める基準

ア 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね9.9平方メートル以上とすること。

イ 主要な出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直面して設けること。

ウ 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。ただし、寝台を設けてある場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しないこと。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。

(4) 食堂及び調理室 食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔を保持するために必要な措置を講じること。

(5) その他の設備 次に定める基準

ア 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

イ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(感染症及び食中毒の予防等のための措置)

第4条 条例第17条第4項の規則で定める措置は、当該女性自立支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施することとする。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第5条 条例第18条の規則で定める給付金は、入所者に係る女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号）第18条の厚生労働大臣が定める給付金とする。

2 条例第18条の規定による金銭の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

(2) 入所者に係る金銭を前項の給付金の支給の趣旨に従って用いること。

(3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

(4) 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

(電磁的記録等)

第6条 女性自立支援施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されており、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 女性自立支援施設は、同意その他これに類するもの（以下この項において「同意等」という。）のうち、条例及びこの規則の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該同意等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の廃止)

2 婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第7号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行前に設置された施設における居室の床面積については、第3条第2項第1号のアの規定にかかわらず、当分の間、前項の規定による廃止前の婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則第2条第2項第1号のアによることができる。ただし、施設を改築し、又は増築する場合はこの限りでない。

こども・家庭課児童相談・養育支援室

医療法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年3月28日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第17号

医療法施行条例施行規則の一部を改正する規則

医療法施行条例施行規則（平成25年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

医療政策課

長野県看護大学大学院学則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年3月28日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第18号

長野県看護大学大学院学則の一部を改正する規則

長野県看護大学大学院学則（平成10年長野県規則第40号）の一部を次のように改正する。

別表第1の領域別分野専門科目の項中 「精神看護学実習」を「10」を

「	精神看護学実習Ⅰ	1	に改め、同表の共通選択科目の項中
	精神看護学実習Ⅱ	2	
	精神看護学実習Ⅲ	4	
	精神看護学実習Ⅳ	2	
	精神看護学実習Ⅴ	1	

「	健康心理学特論	」を「	精神科治療学特論	」に改める。
---	---------	-----	----------	--------

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

長野県福祉大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年3月28日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第19号

長野県福祉大学校管理規則の一部を改正する規則

長野県福祉大学校管理規則（平成6年長野県規則第42号）の一部を次のように改正する。

「第3章 削除

目次中 第4章 保育実習室（第22条―第27条の4）を「第3章 雑則（第19条）」に改める。

第5章 雑則（第28条）」

第1条中「第12条」を「第10条」に改める。

第6条第3項第3号中「は、」を「は、40時間又は」に改める。

第7条第1項中「51単位」を「54単位」に改める。

第18条の3及び第18条の6第1項中「第10条第2項」を「第8条第2項」に改める。

第18条の7中「第11条ただし書」を「第9条ただし書」に改める。

第3章及び第4章を削る。

第5章中第28条を第19条とし、同章を第3章とする。

別表第1の教養科目の項中

別表第2中 「

外国語	演習	2 (60)
-----	----	--------

」を

「

外国語 I	演習	1 (30)
外国語 II	演習	1 (30)

」に、

「

情報処理	演習	1 (30)
------	----	--------

」を

「

情報処理	演習	1 (30)
キャリア形成	演習	1 (30)
地域実践演習	演習	1 (30)

」に改め、同表の必修科目の項中

「

教育原理	講義	2 (30)
------	----	--------

」を

「

保育原理 II	演習	2 (60)
教育原理	講義	2 (30)

」に、「90」を「80」に、

「

保育実践演習	演習	2 (60)
--------	----	--------

」を

「

保育総合演習	演習	3 (90)
--------	----	--------

」に改め、同表の選択必修科目の項中

「

保育原理 II	演習	2 (60)
福祉従事者論	講義	2 (30)

」を

「

福祉従事者論	講義	1 (15)
--------	----	--------

」に、

「

保育実習室演習

」を「

保育実践演習

」に、「90」を「80」に改め、同表の備考の1中「保育実習室演習」を「保育実践演習」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

地域福祉課

長野県流域下水道事業財務規則及び長野県総合リハビリテーション事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年3月28日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第20号

長野県流域下水道事業財務規則及び長野県総合リハビリテーション事業財務規則の一部を改正する規則

(長野県流域下水道事業財務規則の一部改正)

第1条 長野県流域下水道事業財務規則(平成31年長野県規則第33号)の一部を次のように改正する。

第20条の見出し中「又は掲示」を「、掲示その他の方法」に改め、同条第1項中「又は掲示」を「、掲示その他」に改める。

(長野県総合リハビリテーション事業財務規則の一部改正)

第2条 長野県総合リハビリテーション事業財務規則(令和5年長野県規則第24号)の一部を次のように改正する。

第20条の見出し中「又は掲示」を「、掲示その他の方法」に改め、同条第1項中「又は掲示」を「、掲示その他」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

障がい者支援課
生活排水課

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年3月28日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第21号

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則(昭和58年長野県規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表の機械金属の項中 「

9,000
3,900

」を「

9,600
5,100

」に改め、同表の食品の項中

「

(5) 抗酸化力測定試験	1件	26,000
--------------	----	--------

」を

「

(5) 食品粒体加工試験	1件	14,000
(6) 抗酸化力測定試験	〃	26,000

」に、「(6)」を「(7)」に改め、同表の化学等の項中「25,000

()を「27,000()に、「25,000円」を「27,000円」に、「3,000円を」を「3,300円を」に改め、同表の備考の2中「2,100円」を「3,000円」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

産業技術課

長野県山岳総合センター規則をここに公布します。

令和6年3月28日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第22号

長野県山岳総合センター規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)及び長野県山岳総合センター条例(昭和44年長野県条例第33号。以下「条例」という。)の規定に基づき、長野県山岳総合センター(以下「センター」という。)の管理等に關し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第2条 条例第3条の規定により利用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を利用を開始する日の前10日までに条例第4条の規定によりセンターの管理を行う指定管理者(以下「指定管理者」という。)に提出しなければならない。ただし、教室、講堂及び体験室を専用しないで利用する場合にあつては、利用しようとする日において口頭によることができる。

- 1) 氏名及び住所(団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- 2) 利用目的
- 3) 利用日時
- 4) 利用人員
- 5) 利用する施設の名称
- 6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行うために必要と認める事項

(利用許可書等の交付)

第3条 指定管理者は、条例第3条の規定による利用の許可をしたときは、その利用許可書(教室、講堂及び体験室を専用しないで利用する場合にあつては、その利用券)を交付しなければならない。

(利用の変更又は取消し)

第4条 前条の規定による利用許可書の交付を受けた者(以下「利用者」という。)が、利用の変更をしようとするときは、その理由及び内容を記載した申請書に当該利用許可書を添付して、指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の利用の変更を承認したときは、その変更承認書を交付しなければならない。

3 利用者が、利用の取消しをしようとするときは、その理由を記載した届出書に前条の利用許可書を添付して、指定管理者に提出しなければならない。

(遵守事項)

第5条 利用者その他のセンターを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1) 利用に関し他人の迷惑になるような行動をしないこと。
- 2) 施設又は備品を損傷しないこと。
- 3) 利用許可を受けた施設又は備品以外のものを利用しないこと。
- 4) 備品をセンターの外に持ち出さないこと。
- 5) 所定の場所以外で火気を使用し、飲食し、又は喫煙しないこと。
- 6) 施設内に爆発物、銃砲刀剣類等の危険物を持ち込まないこと。
- 7) 別に定める場合を除き、物品を販売しないこと。
- 8) 前各号に定めるもののほか、センターの秩序の維持について指定管理者が知事の承認を得て定める事項

(損傷又は滅失の届出)

第6条 利用者は、施設又は備品を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なくその旨を指定管理者に届け出て、指定管理者の指示に従いこれを弁償し、又は原状に復さなければならない。

(利用後の処理)

第7条 利用者は、施設又は備品の利用を終了したときは、これを清掃し、又は整理して、その旨を指定管理者に報告しなければならない。

(指定の申請)

第8条 条例第7条の申請書は、指定管理者指定申請書(別記様式)によるものとする。

2 条例第7条の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、条例第5条の申請を行うもの(以下この項において「申請者」という。)について知事はその性格に応じ前項の申請書に添付することを要しないと認める書類がある場合には、当該書類を除く。

- 1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- 2) 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの
- 3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類
- 4) 役員の名簿及び履歴書
- 5) 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類

(6) 申請者が条例第8条第4号に該当する旨の誓約書

(7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(利用の停止又は許可の取消しを行うことができる場合)

第9条 条例第11条第3号の規則で定める場合は、第5条の規定に違反した場合とする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(別記様式) (第8条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

長野県知事 殿

主たる事務所の所在地
申請者 団体の名称
代表者氏名

長野県山岳総合センターの指定管理者の指定を受けたいので、長野県山岳総合センター第7条の規定により申請します。

(備考) 2以上の団体が共同して申請する場合は、これらの団体の主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名等を記載した書類を添付すること。

山岳高原観光課

信州登山案内人条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年3月28日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第23号

信州登山案内人条例施行規則の一部を改正する規則

信州登山案内人条例施行規則(平成24年長野県規則第18号)の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「更新」を「更新等」に改め、同条第2項中「条例」を「条例第7条第1項の規定により登録を受けようとする者(条例第3条第1項第2号に該当する者に限る。)」又は「更新の」を削る。

第7条第1項に次の1号を加える。

(4) 条例第3条第1項第2号に該当する者にあつては、前条第1項の知事が指定する研修を修了したことを証する書類の写し(同条第2項の規定により、当該研修の全部又は一部の受講を免除された者にあつては、当該免除された研修に係る書類に代えて同項に規定する登山等に関する資格等を有することを証する書類の写し。次項第1号において同じ。)

第7条第2項第1号中「(同条第2項の規定により、当該研修の全部又は一部の受講を免除された者にあつては、当該免除された研修に係る書類に代えて同項に規定する登山等に関する資格等を有することを証する書類の写し)」を削る。

様式第1号の備考の1を削り、同備考の2を同備考の1とし、同備考の3を同備考の2とする。

様式第2号中 「 1 新規(信州登山案内人条例第7条第1項の規定による登録) 」 を

「 1 新規(信州登山案内人条例第7条第1項の規定による登録)

- 信州登山案内人条例第3条第1項第1号に該当する者
 信州登山案内人条例第3条第1項第2号に該当する者

」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2中「囲む」

を「囲み、該当する項目の口にレ印を付す」に改め、同2を同備考の1とし、同備考の3を同備考の2とし、同様式の添付書類中「更新」を「新規の場合のうち、信州登山案内人条例第3条第1項第2号に該当する者が登録を申請するとき又は更新」に改める。

様式第7号の備考の1を削り、同備考の2を同備考とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

山岳高原観光課

長野県営運動場の利用料金に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年3月28日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第24号

長野県営運動場の利用料金に関する規則等の一部を改正する規則

(長野県営運動場の利用料金に関する規則の一部改正)

第1条 長野県営運動場の利用料金に関する規則(昭和46年長野県規則第17号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野県営運動場規則

第1条中「利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」を「管理等」に改める。

第5条を第11条とし、第4条を第10条とし、第3条を第9条とする。

第2条第1項中「利用料金の」を「利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」に改め、同条を第8条とし、第1条の次に次の6条を加える。

(利用許可の申請)

第2条 条例第4条の規定により利用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を利用を開始する日の前3日までに条例第5条の規定により野球場の管理を行う指定管理者(以下「指定管理者」という。)に提出しなければならない。

- 1) 利用目的
- 2) 利用日時
- 3) 入場料を徴収する場合にあつては、その旨
- 4) 利用する備品等
- 5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行うために必要と認める事項

(利用許可書の交付)

第3条 指定管理者は、条例第4条の規定による利用の許可をしたときは、その利用許可書を交付しなければならない。

(利用者の遵守事項)

第4条 条例第4条の規定による許可を受けた者(次条及び第8条第2項において「利用者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 1) 野球場の施設、設備、備品等を損傷しないこと。
- 2) 備品を野球場外に持ち出さないこと。
- 3) 火気に注意すること。
- 4) 場内を汚さないこと。
- 5) 前各号に定めるもののほか、野球場の秩序の維持について指定管理者が知事の承認を得て定める事項

(利用後の処理及び損害の賠償)

第5条 利用者は、野球場の利用後は整理清掃して、その旨を指定管理者に届け出なければならない。

2 利用者は、施設又は備品の損傷又は汚損等の損害については、指定管理者の指示によつて、これを弁償し、又は原状に復さなければならない。

(指定の申請)

第6条 条例第7条の申請書は、指定管理者指定申請書(別記様式)によるものとする。

2 条例第7条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、条例第6条の申請を行うもの(以下この項において「申請者」という。)について知事はその性格に応じ前項の申請書に添付することを要しないものと認める書類がある場合には、当該書類を除く。

- 1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- 2) 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの
- 3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類
- 4) 役員の名簿及び履歴書

- (5) 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類
(6) 申請者が条例第8条第4号に該当する旨の誓約書
(7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
(利用の停止又は許可の取消しを行うことができる場合)

第7条 条例第11条第3号の規則で定める場合は、第4条の規定に違反した場合とする。

第11条の次に次の1条を加える。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、野球場の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

別表中「(第3条関係)」を「(第9条関係)」に改め、同表の次に次の様式を加える。

(別記様式) (第6条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

長野県知事 殿

主たる事務所の所在地

申請者 団体の名称

代表者氏名

長野県営上田野球場の指定管理者の指定を受けたいので、長野県営運動場条例第6条の規定により申請します。

(備考) 2以上の団体が共同して申請する場合は、これらの団体の主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名等を記載した書類を添付すること。

(長野県立武道館の利用料金に関する規則の一部改正)

第2条 長野県立武道館の利用料金に関する規則(令和元年長野県規則第11号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野県立武道館規則

第1条中「は、」を「は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)及び」に、「利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」を「管理等」に改める。

第5条を第13条とする。

第4条第1項中「条例第4条の規定により武道館の管理を行う指定管理者(以下「」及び「という。)」を削り、同条第3項中「長野県立武道館規則」を削り、同条を第12条とし、第3条を第11条とする。

第2条中「武道館の利用料金」を「武道館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」に改め、同条第1号中「長野県立武道館規則(令和元年長野県教育委員会規則第1号)」を削り、同条第2号中「長野県立武道館規則」を削り、同条を第10条とし、第1条の次に次の8条を加える。

(利用の申込み)

第2条 条例第3条の規定による利用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を条例第4条の規定により武道館の管理を行う指定管理者(以下「指定管理者」という。)に提出しなければならない。ただし、専用しないで利用する場合にあっては、口頭によることができる。

(1) 氏名及び住所(団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 利用目的

(3) 利用日時

(4) 入場料又はこれに類するものを徴収して利用する場合にあっては、その旨及び当該徴収する入場料又はこれに類するもの予定総額

(5) アマチュアスポーツ以外に利用する場合にあっては、その旨

- (6) 利用人員
- (7) 利用する施設の名称
- (8) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行うために必要と認める事項
(利用許可書の交付)

第3条 指定管理者は、条例第3条の規定による利用の許可をしたときは、その利用許可書を交付しなければならない。ただし、前条ただし書の場合にあっては、この限りでない。

(利用の変更又は取消し)

第4条 前条の規定による利用許可書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）が、利用の変更をしようとするときは、その理由及び内容を記載した申請書に当該利用許可書を添付して、指定管理者に提出しなければならない。

2 利用者が、利用の取消しをしようとするときは、その理由を記載した届出書に前条の利用許可書を添付して、指定管理者に提出しなければならない。

(遵守事項)

第5条 利用者その他の武道館を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 武道館の施設又は備品を損傷し、又は汚損しないこと。
- (2) 武道館内に爆発物、可燃物等の危険物を持ち込まないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (4) 備品を武道館の外に持ち出さないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、武道館の秩序の維持について指定管理者が知事の承認を得て定める事項

(損傷又は滅失の届出)

第6条 利用者は、施設又は備品を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なくその旨を指定管理者に届け出て、指定管理者の指示に従いこれを弁償し、又は原状に復さなければならない。

(利用後の処理)

第7条 利用者は、施設又は備品の利用を終了したときは、清掃し、又は整理して、その旨を指定管理者に届け出なければならない。

(指定の申請)

第8条 条例第7条に規定する申請書は、指定管理者指定申請書（別記様式）によるものとする。

2 条例第7条に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、条例第5条の申請を行うもの（以下この項において「申請者」という。）について知事はその性格に応じ前項に規定する申請書に添付することを要しないものと認める書類がある場合には、当該書類を除く。

- (1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- (2) 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの
- (3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類
- (4) 役員の名簿及び履歴書
- (5) 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類
- (6) 申請者が条例第8条第4号に該当する旨の誓約書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(利用の停止又は許可の取消しを行うことができる場合)

第9条 条例第11条第3号に規定する規則で定める場合は、第5条の規定に違反した場合とする。

第13条の次に次の1条を加える。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

別表中「(第3条関係)」を「(第11条関係)」に改め、同表の次に次の様式を加える。

(別記様式) (第8条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

長野県知事 殿

主たる事務所の所在地

申請者 団体の名称

代表者氏名

長野県立武道館の指定管理者の指定を受けたいので、長野県立武道館条例第5条の規定により申請します。

(備考) 2以上の団体が共同して申請する場合は、これらの団体の主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名等を記載した書類を添付すること。

(長野県立美術館の利用料金に関する規則の一部改正)

第3条 長野県立美術館の利用料金に関する規則(令和3年長野県規則第83号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野県立美術館規則

第1条中「次条及び第4条第3項において」を「以下」に、「利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」を「管理等及び美術館協議会(第2条において「協議会」という。)」に改める。

第5条を第13条とする。

第4条第2項及び第3項中「美術館規則」を削り、同条を第12条とし、第3条を第11条とする。

第2条第1項中「利用料金は、長野県立美術館規則(昭和44年長野県教育委員会規則第6号。次項及び第4条において「美術館規則」という。)」を「利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」に改め、同条第2項中「美術館規則」を削り、同条第3項中「条例第6条の規定により美術館の管理を行う指定管理者(第4条及び第5条において「」及び「」という。)」を削り、同条を第10条とし、第1条の次に次の8条を加える。

(協議会)

第2条 条例第4条の規定による協議会は、知事が招集する。

2 協議会を分けて定例会及び臨時会とし、定例会は毎年2回、臨時会は必要に応じて招集する。

3 協議会に幹事2名を置き、幹事は知事が指名する。

(利用の許可等)

第3条 県民ギャラリー又は多目的ルーム(以下「貸出施設」という。)を利用する者は、条例第5条の規定による許可を受けようとするときは、申請書を次に掲げる期間内に条例第6条の規定により美術館の管理を行う指定管理者(以下「指定管理者」という。)に提出して申請しなければならない。

(1) 県民ギャラリー又は県民ギャラリーと併せて利用する場合の多目的ルームについては、利用しようとする日(以下この項において「利用日」という。)の前1年に当たる日の属する月の初日(その日が休館日に当たるときは、その翌日)から利用日の前30日まで

(2) 多目的ルームについては、利用日の前3月に当たる日(その日が休館日に当たるときは、その翌日)から利用日の前日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、同項の期間外の申請についても受理することができる。

3 第1項の申請書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 利用目的

(2) 利用する貸出施設の名称

(3) 利用期間

(4) 入場料又はこれに類するものを徴収して利用する場合にあっては、その旨

(5) 多目的ルームを文化芸術活動以外に利用する場合にあつては、その旨

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行うために必要と認める事項

4 美術館の展示品を観覧する者は、条例第5条の規定による許可を受けようとするときは、指定管理者に口頭により申請しなければならない。

5 指定管理者は、第1項の申請に対し貸出施設の利用を許可したときはその利用許可書を、前項の申請に対し展示品の観覧を許可したときは入場券を交付しなければならない。

(利用取消届)

第4条 前条第5項の規定による利用許可書の交付を受けた者(第6条及び第7条において「貸出施設利用者」という。)が、貸出施設の利用の取消しをしようとするときは、その理由を記載した届出書に当該利用許可書を添付して、指定管理者に提出しなければならない。

(遵守事項)

第5条 美術館を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 施設、展示品等を毀損し、又は汚損しないこと。

(2) 館内において他人に迷惑をかけること。

(3) 所定の場所以外で飲食しないこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が知事の承認を得て定める事項

(利用後の処理)

第6条 貸出施設利用者は、施設又は備品の利用を終了したときは、その旨を指定管理者に届け出なければならない。

(損害の賠償)

第7条 美術館を利用する者は、施設、展示品等(貸出施設利用者が持込みをしたものを除く。)を毀損し、汚損し、又は滅失したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その指示に従い、原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定の申請)

第8条 条例第8条の申請書は、指定管理者指定申請書(別記様式)によるものとする。

2 条例第8条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、条例第7条の申請を行うもの(以下この項において「申請者」という。)について知事はその性格に応じ前項の申請書に添付することを要しないものと認める書類がある場合には、当該書類を除く。

(1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

(2) 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの

(3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類

(4) 役員の名簿及び履歴書

(5) 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類

(6) 申請者が条例第9条第6号に該当する旨の誓約書

(7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(利用の停止又は許可の取消しを行うことができる場合)

第9条 条例第12条第3号の規則で定める場合は、第5条の規定に違反した場合とする。

第13条の次に次の1条を加える。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、美術館の管理等について必要な事項は、知事が定める。

別表中「(第3条関係)」を「(第11条関係)」に改め、同表の次に次の様式を加える。

(別記様式) (第8条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

長野県知事 殿

主たる事務所の所在地
申請者 団体の名称
代表者氏名

長野県立美術館の指定管理者の指定を受けたいので、長野県立美術館条例第7条の規定により申請します。

(備考) 2以上の団体が共同して申請する場合は、これらの団体の主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名等を記載した書類を添付すること。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

文化政策課
山岳高原観光課

長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

令和6年3月28日

長野県公営企業管理者 吉 沢 正

長野県公営企業管理規程第1号

長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程

長野県公営企業財務規程(昭和42年長野県公営企業管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

第24条の見出し中「又は掲示」を「、掲示その他の方法」に改め、同条第1項中「又は掲示」を「、掲示その他」に改める。

附 則

この管理規程は、令和6年4月1日から施行する。

経営推進課

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年3月28日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第2号

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則(昭和53年長野県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第2款 教育事務所(第14条—第17条) を「第2款 教育事務所(第14条—第17条)」に、
第3款 体育センター(第17条の2・第17条の3)」

「第6節 少年自然の家(第30条・第31条)

第7節 美術館(第32条・第33条)

第8節 歴史館(第33条の2—第33条の4)

を「第6節 少年自然の家(第30条—第39条)」に改める。

第9節 運動場(第34条・第35条)

第10節 山岳総合センター(第36条・第37条)

第11節 武道館(第38条・第39条)

第2条中「文化財・生涯学習課」を「生涯学習課」に改め、「スポーツ課」を削る。

第3条中「課」を「課(生涯学習課を除く。)」に改める。

第8条第1号中「、保健厚生課及びスポーツ課」を「及び保健厚生課」に改める。

第10条の見出しを「(生涯学習課)」に改め、同条中「文化財・生涯学習課」を「生涯学習課」に改め、同条第3号中「(スポーツ課の所掌事務に属するものを除く。)」を削り、同条第5号中「、博物館」を削り、同条第10号から第12号までを削り、同条第13号を同条第10号とし、同条第14号中「、少年自然の家及び県立歴史館」を「及び少年自然の家」に改め、同条を同条第11号とし、同条第15号中「、生涯学習審議会、文化財保護審議会及び銃砲刀剣類登録審査委員」を「及び生涯学習審議会」に改め、同条を同条第12号とする。

第11条第6号を同条第7号とし、同条第5号中「保健」を「保健、」に改め、同条を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 学校教育に関する専門的事項のうち体育(教科における保健を含む。)に関すること。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第13条中「及び長野県体育センター」を削る。

第17条第2項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、同条第4項第3号を削る。

第2章第2節第3款を削る。

第18条中第5号から第9号までを削る。

第3章第7節から第11節までの節名を削る。

第32条から第39条までを次のように改める。

第32条から第39条まで 削除

附則第3項を削る。

別表第6の1の長野県社会教育委員の項中 「文化財・生涯学習課」を「生涯学習課」に改め、同1の長野県銃砲刀剣

類登録審査委員の項を削り、同表の2の県立長野図書館協議会の項及び長野県生涯学習審議会の項中 「文化財・生涯学習課」を

「生涯学習課」に改め、同2の長野県立美術館協議会から長野県スポーツ推進審議会までの項を削る。

別表第7の文化財・生涯学習課の項を次のように改める。

生涯学習課	社会教育主事	社会教育法第9条の3第1項及び第2項に規定する職務
	社会教育主事補	社会教育法第9条の3第3項に規定する職務
	社会教育専門員	社会教育に関する専門的事務

別表第7の保健厚生課の項中 「管理栄養士」「栄養指導業務」を

福利厚生幹	教育関係職員の厚生福利及び共済制度に関する専門的事務の総括掌理	に改め、同表の体育センターの項を削る。
管理栄養士	栄養指導業務	

別表第8の図書館の項中「博物館法」の次に「(昭和26年法律第285号)」を加え、同表の歴史館の項を削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
(教育関係事務の定例報告に関する規則の一部改正)
- 教育関係事務の定例報告に関する規則(昭和32年長野県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「スポーツ課」を「」に改める。

教育政策課

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年3月28日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第3号

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務処理規則（昭和46年長野県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の(13)を削り、同(14)を同(13)とし、同(15)を同(14)とし、同(16)を同(15)とし、同(17)を同(16)とし、同(18)を同(17)とする。

別表第3の1の(4)中「別表第1の(17)」を「別表第1の(16)」に改める。

別表第6の1中「長野県立美術館」を「ユネスコ活動」に改め、同2を削り、同3を同2とする。

別表第7の1中「、県立長野図書館長及び長野県立歴史館長」を「及び県立長野図書館長」に改め、同2を削り、同3を同2とする。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

教育政策課

中学校における体罰事案に関する調査委員会規則をここに公布します。

令和6年3月28日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第4号

中学校における体罰事案に関する調査委員会規則

(設置)

第1条 長野県附属機関条例（令和2年長野県条例第3号）第2条第2項の規定により、中学校における体罰事案に関する調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(担任职務)

第2条 委員会は、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例（平成26年長野県条例第32号）第18条第5項の規定による勧告（令和5年3月13日付け4こ家支第2号に限る。）に係る事案の調査を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者のうちから長野県教育委員会が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第9条の規定による結果の報告がされる時までの期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会の会議は、公開しない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、必要な資料を提出させ、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報告)

第9条 委員長は、第2条の調査を終えたときは、その結果を長野県教育委員会に報告するものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(この規則の廃止)

2 この規則は、この規則の施行の日から1年以内に廃止するものとする。

(長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部改正)

3 長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則(昭和53年長野県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(附属機関の特例)

3 中学校における体罰事案に関する調査委員会規則(令和6年長野県教育委員会規則第4号)が廃止されるまでの間、第40条に規定するもののほか、長野県附属機関条例(令和2年長野県条例第3号)第2条第2項の規定により設置された附属機関の名称及び担任する事務並びに当該附属機関の庶務を行う課は、次の表のとおりとする。

名称	担任する事務	庶務を行う課
中学校における体罰事案に関する調査委員会	長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例(平成26年長野県条例第32号)第18条第5項の規定による勧告(令和5年3月13日付け4こ家支第2号に限る。)に係る事案の調査に関すること。	義務教育課

別表第6の2の長野県指導力不足等教員判定委員会の項中「(令和2年長野県条例第3号)」を削る。

義務教育課

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年3月28日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第5号

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員のへき地手当等に関する規則(昭和46年長野県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「別表第3のとおり」を「長野市立芋井小学校第一分校」に改める。

別表第2中「飯田市立竜東中学校」を「下伊那郡天龍村立天龍中学校
飯田市立竜東中学校」に改める。

別表第3を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

義務教育課

長野県営運動場規則等を廃止する規則をここに公布します。

令和6年3月28日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第6号

長野県営運動場規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 長野県営運動場規則(昭和32年長野県教育委員会規則第5号)

- (2) 長野県山岳総合センター規則（昭和44年長野県教育委員会規則第4号）
- (3) 長野県立美術館規則（昭和44年長野県教育委員会規則第6号）
- (4) 文化財保護条例施行規則（昭和51年長野県教育委員会規則第5号）
- (5) 長野県立歴史館管理規則（平成6年長野県教育委員会規則第5号）
- (6) 長野県立武道館規則（令和元年長野県教育委員会規則第1号）
- (7) 博物館法施行細則（令和5年長野県教育委員会規則第7号）

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

文化財・生涯学習課
スポーツ課